### 兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会 会長 錦織 成史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について(答申)

平成19年6月21日付け兵公委発第287号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成18年10月から同年12月までの間に、運転免許試験場(明石)において教習所 卒業の技能試験免除者に対して実施された次の文書

- ・学科試験問題(四輪・二輪)
- ・イラスト問題 (二種・四輪・二輪)
- ・正答登録様式画面

答 申

#### 第1 審査会の結論

「平成 18 年 10 月から同年 12 月までの間に、運転免許試験場(明石)において教習所卒業の技能試験免除者に対して実施された学科試験問題(四輪・二輪)、イラスト問題(二種・四輪・二輪)及び正答登録様式画面」を非公開とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。) の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「実施機関」という。)が平成 19年2月6日付けで行った非公開決定を取消し、その全部の公開を求めるもの である。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1)公的機関が実施する資格試験の問題及び正答を公開することは、試験の公 正性を担保する意味で当然行われるべきことであり、医師国家試験、公立学 校教員採用試験等ではすでに公開が行われている。

医師国家試験等は、一般人の平均以上のより高度な知識を有するか判定することが求められる試験である一方、運転免許は国民の半数以上が取得している状況を鑑みても、国民の多くが経済生活上必要としている資格であり、その意味では、医師や教員のように「選別」する試験ではなく、必要最小限の知識さえあれば、当然付与すべき資格である。

「選別」を目的にしたより高度な試験問題でさえ公開されている中、運転

免許試験を公開しない理由は何ら見当たらない。実施機関としては、試験の 公正性を担保する意味でも早急に公開するべきである。

(2)実施機関は、「試験問題とその正答を公開した場合、例えば、問題文とこれに対応する正答の正誤の別のみを記憶することにより、問題文が本当に正しいのか、あるいはどの部分が誤りであるのかを理解していない受験者であっても、その問題に正答してしまうおそれが高くなる。」と主張するが、これは、あたかも電話帳に記載された番号の羅列を単純暗記できるような受験者に対応できないと言っているようなものであり、非現実的な状況を無理矢理想定した杞憂としかいいようがない。

常識的に考えれば、そのような超人的な努力をするよりも、国家公安委員会が作成した「教則」の内容を覚える方がはるかに容易であることは論ずるまでもない。

### 第3 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

- 1 本件公文書について
- (1)「学科試験問題(四輪・二輪)」とは、自動車等の運転について必要な知識にかかる90問の正誤式の文章問題である。
- (2)「イラスト問題(二種・四輪・二輪)」とは、イラストを使用し、実際の 交通場面から危険を認知して必要な判断を行う能力を判定する5問の3肢 正誤式の問題である。
- (3)「正答登録様式画面」とは、(1)及び(2)の問題に対する採点を行うために、その解答を電磁的に記録し、電子計算機の画面上に人が知覚できる状態として映し出されたもので、問題ごとに出力し、紙面に印刷することができるものである。

- 2 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条 第6号の該当性
- (1)自動車等の運転は、これを無制限に行わせると道路における交通の危険その他障害を生じさせるおそれがあるので、一般的に禁止し、一定の能力を有すると認められる者についてのみ、その禁止を解除し、運転を認めようとするものである。

学科試験は、自動車等の運転について必要な知識を習得しているか否かを 判定するために行い、「教則」の学習を前提として、受験者の道路交通の安 全等に関する知識を確認する制度であり、多数の受験者に対して連日実施さ れているため、試験問題を相当程度反復、継続して使用せざるを得ないとこ るである。

このような状況で、試験問題とその正答を公開した場合、例えば、問題文とこれに対応する正答の正誤の別のみを記憶することにより、問題文が本当に正しいのか、あるいはどの部分が誤りであるのかを理解していない受験者であっても、その問題に正答してしまうおそれが高くなる。

その結果、当該受験者が自動車等の運転について必要な知識を有しているか否かについて正確な事実の把握に支障を及ぼすおそれが生ずるところである。

- (2)審査請求人は、医師国家試験等の試験問題の公開が行われている資格試験を挙げて、運転免許試験問題についても公開すべきであるとの主張をしているところ、これらの試験はいずれも年1回程度実施され、毎回新たな問題を作成することが可能であるなど、試験の実施頻度、出題範囲等について運転免許試験と大きく相違しており、こうした事情を十分考慮することなく、運転免許試験について、これらの試験と同様に論ずることは妥当ではない。
- (3)よって、本件公文書を公開することは、以上のように、運転免許試験にかかる事務を適正に遂行し、もって交通の安全を図る上で支障を及ぼすおそれ

があることから、条例第6条第6号に該当する。

#### 第4 審査会の判断

1 条例第6条第6号の該当性

実施機関は、本件公文書が条例第6条第6号に該当するとして非公開としていることから、以下検討する。

(1)運転免許試験の実施の手続、方法その他必要な事項は、内閣府令で定められており(道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条第4項)、学科試験は、国家公安委員会が作成する「教則」の範囲内で行われ(同条第3項)、合格基準も90パーセント以上とされている(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第25条)ことから、全国一律に決められた枠の中で実施されているものと解される。

また、兵庫県における自動車運転免許にかかる学科試験の実施状況からみて、多数の受験者に対して高い頻度で実施する必要があることから、試験問題は相当程度反復、継続して使用せざるを得ないところである。

- (2) このような試験制度や出題の状況からみて、試験問題及びその正答を公開 した場合、正答率の低い問題等について、事前の準備が可能となるなど、通 常、一定程度得点を押し上げる効果が認められる。
- (3)このため、自動車教習所等において、公開された具体的な問題を使った受験技術的な対策がとられることが想定され、本来合格のレベルに達していない一定程度の受験者層まで合格することも十分考えられるところである。
- (4)もとより、自動車の運転は他人の生命、身体及び財産等に多大の影響を及ぼすおそれが高いものであることから、学科試験において、自動車運転に関する必要な知識を有しているか否かについて正確に把握した上で、合否を決定する必要があるが、試験問題及び正答が公開された場合には、受験者の知識の正確な把握に支障が生じることが十分認められるものである。

- (5)よって、本件公文書を公開することにより、県の機関が行う事務又は事業 の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと解されるので、条例第6条 第6号に該当するものとして、非公開決定を行った実施機関の判断は妥当で ある。
- 2 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

# 審査の経過

## (参考)

年 月 日	経過
19.6.21	・諮問書の受領
19.7.3	・諮問庁の意見書の受領
20.5.9	・審査請求人の意見書の受領
20. 5.23	・諮問庁から非公開理由の説明聴取
(第196回審査会)	・審議
20.6.27	・諮問庁から非公開理由の説明聴取
(第197回審査会)	・審議
20.7.28	・審議
(第198回審査会)	・答申